

おしゃれ用カラコンが「医療機器」に

2008.8.22 17:17

失明の恐れもある角膜潰瘍(かいよう)など健康被害が相次いだおしゃれ用カラーコンタクト(カラコン)について、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の専門部会は22日、薬事法上の「高度管理医療機器」に指定することを決めた。

カラコンは「雑貨」扱いのため、品質にばらつきがあったり、使用方法の説明が不足し、健康被害が報告されていた。

審議会では委員から「おしゃれ用なので『医療機器』にはなじまない」という意見も挙げたが、目の粘膜に直に装着することから「高度管理医療機器」の指定が妥当」という結論に達した。

厚労省は年内に薬事法の政令を改正。購入には視力矯正用のコンタクトレンズと同様に実質、医師の処方が必要となる。